

1. はじめに

1) “小倉百人一首”について

“小倉百人一首”は、今からおよそ八百年前、京都小倉山の別荘の襖絵を飾る色紙和歌の依頼を受けた歌人の藤原定家が、七世紀の天智天皇から十三世紀の順徳院に至る百人の歌人の秀歌を、歴代の“勅撰和歌集”（→添付参照）の中から一首ずつ撰んで編纂したとされる“私撰和歌集”です。

百人一首歌人の内訳：

- ①天皇：7人 ②親王：1人 ③官僚：58人 ④僧侶：13人 【以上 男性79人】
⑤女帝：1人 ⑥内親王：1人 ⑦女房：17人 ⑧母：2人 【以上 女性21人】

2) 講演タイトルについて

“百人一首”歌人たちが活躍した約六世紀に亘る間に、和歌が漢詩文に替わって十世紀半ば以降“公的文芸”となり、摂政藤原道長が権勢を振るうに至った一時代は赤染衛門、和泉式部、清少納言、紫式部らの才媛歌人たちを始めとする多くの優れた歌人らを輩出した、まさに王朝文化を代表するともいえる“和歌の黄金期”でした。そして来年2027年は“道長没後千年”に当たる、特筆すべき年でもあります。これにあやかり、本講演の副題を『～哀感と諧謔で世相を綴る千年の時空を超えた物語～』としました。

2. “百人一首”歌人たちの生きた時代

1) 歌人たちを支えた律令制(りつりょうせい)について

① 百済救援のため援軍を派遣した白村江の戦い(西暦663年)で、唐・新羅連合軍に大敗を喫したわが国は、唐による侵攻の危機意識から強力な国家体制づくりの必要性を痛感、唐に倣った中央集権制による“律令体制”を七世紀後期より導入する。

官吏の序列化：推古天皇の御代の冠位十二階の制定(西暦603年)に始まり、その後の大宝令(701年)、養老令(718年)に至り、(、)“官位制”が確立される。

② “公地公民制”の徹底：従来の氏族制の併用も認め、領地を召し上げられた地方豪族らは、朝廷が派遣する、“受領”と呼ばれる地方官(国司)の下で郡司に任命・世襲され、職務を遂行した。→“国司”組織図：添付参照

2) 律令制(りつりょうせい)の下(もと)での官僚社会について

① 厳格な身分制社会であった。官位を示す“位階”の下に正一位を頂点に、従八位までの各正・従の十六階位と、その下で雑役を担う末端から成る組織で構成されていた。

→“位階”組織図：添付参照

② 平安朝中期以降、“内裏の間”(=天皇のお住まい)への昇殿を許されたのは“殿上人”

と呼ばれる五位以上の官位の官僚で、六位以下の官僚は“地下人”と呼ばれて区別されていた。

③ “殿上人”のうちでもその中核を成したのは、(、)三位以上の“公卿”と呼ばれる人々であった。

④ その時々の朝廷への貢献度で個人の昇進が認められ、官位に準じた官職(大納言、中納言、(、)蔵人頭、参議など)が与えられた。

⑤ “百人一首”歌人の六割近くを占める官僚歌人は、上は正一位から、下は“地下人”層まで多岐に亘っているが、そのおよそ四人に一人が、受領層の歌人であった。

⑥ 歌壇での個人的名声・評価と実際の官位とがバランスしていると限らなかった。(=十世紀半ばまで) → 栄誉ある“古今集”撰者だった紀貫之・紀友則・凡河内躬恒・壬生忠岑らの最終官位にみる処遇事例など。この4人のうち最終官位は紀貫之の従五位上が最高で、他の3人は終生、六位以下の“地下人”であった。

3) 平安貴族たちの恋愛事情

① 平安時代、和歌は恋文として男女間で贈答され、“和歌のこころ”に通じていることが当時の恋愛を成就させる大切な要素であった.. 官僚貴族にとってそれは単なる教養を超えた昇進を左右するほどのものだった。

② “百人一首”の中で恋愛を主題とする歌は、実に四十三首(五割近く)を占めている。

③ “色好み”の定義：“色好み”という当時の言葉は、現在使われている意味合いとはニュアンスがかなり異なり、高い教養、とりわけ豊かな歌の才能をもって女性と交際することにあつた。貴族の御曹司らはこぞって“色好み”たらんと欲したが、誰もが容易に“色好み”になれるというものではなかった。

③ 貴族社会は“一夫多妻制”：夫婦は同居せず、夜間に男性が妻の許に通う“妻通い婚”だった。

④ 婚姻の解消：男性が毎晩同じ妻の許に通うとは限らず、夫が通って来なくなれば婚姻は自然解消となった。このため、結婚して妻となったのちも、女性たちは不安と嫉妬に悩まされた。“百人一首”女流歌人のひとり、右大将道綱母は(夫・藤原兼家との)そうした結婚生活の苦悩を『蜻蛉日記』のなかで、切々と綴っている。 → “歴代天皇と道長の系

図”：添付参照

4) 定子(ていし)・彰子(しょうし)サロンの誕生

“百人一首”に登場する女流歌人の多くは、素養を身に付けた朝廷仕えの“女房”と呼ばれる、(、)中宮(皇后)やその子女のお世話係と教育係で、(、)摂政・道長の時代に一条天皇の二人の中宮であった定子と彰子に仕えた女房は、このうちの七人を数えた。道長の長女彰子はのちの後一条天皇を産み、天皇の外祖父となった道長は他の三人の娘たちも歴代天皇の中宮に嫁がせて(→ 同上系図参照)、(、)わが意を得たりと道長が詠んだつぎの和歌は今日広く知られるところである。 → 藤原実資の日記“小右記”にその時の経緯が書き遺されている。

～ この世をば わが世とぞ思ふ 望月(もちづき)の 欠(か)けたることも なしと思へば ～

定子(道長の長兄、摂政関白太政大臣・道隆の娘で母は“百人一首”女流歌人、儀同三司母)にはすでに清少納言が女房として仕えていたが、道隆亡きあとの嫡男伊周との熾烈な(伯父と甥の)後継争いを勝ち抜き摂政の座を射止めた道長は、権勢に任せて長女彰子を二人目の中宮とし、一条天皇の寵愛を競わせるかのように、和泉式部&小式部内侍母娘、紫式部&大式三位母娘、伊勢大輔ら、才媛女房たちをつぎつぎと彰子に仕えさせた。

→ およそ千年前の平安朝中期に、“百人一首”の中の艶やかな女流歌人の一群がこうして誕生したのであった。

5) 六歌仙(ろっかせん)と三十(さんじゅう)六歌仙(ろっかせん)

“百人一首”を語る際に頻繁に耳にする言葉に、(、)“六歌仙”と“三十六歌仙”がある。

六歌仙：“古今集”冒頭の“仮名序”(7頁参照)を担当した紀貫之がその中で挙げた、平安朝初期に和歌の名手として聞こえた六人の歌人を指す。大伴黒主を除いた、喜撰法師・小野小町・僧正遍照・在原業平・文屋康秀の五人が“百人一首”中に採られている。

三十六歌仙(かせん)：道長と同輩の再従兄弟(曾祖父(そうそふ)が同じ忠平=貞信公(こう))で、有職故実に明るくまた優れた歌人・漢詩人であった藤原公任が撰んだ“三十六人撰”の中で挙げられている、(、)万葉時代(七世紀後半)の柿本人麿以下、公任の一世代前(十世紀半ば頃)までの、和歌に秀でた歌人三十六人を指してこのように呼んでいる。

“百人一首”にはこのうち二十五人が採首されており、このうち女流歌人としては小野小町と伊勢の二人が入る。また、“六歌仙”と重複する歌人には、僧正遍照・小野小町・在原業平の三人が存在する。

3. おわりに ～「百人一首」編纂(へんさん)の動機(どうき)について～

以上、今からおよそ千年前の藤原道長の時代に花開いた、平安王朝文化の様子を中心に概観して来ました。

最後に、一大アンソロジーである私撰和歌集“小倉百人一首”を藤原定家が編纂するに至った“真の動機”とは一体、何であったのかについて、ここで考えてみたいと思います。

最初に私見から申し上げますと、それは“後鳥羽院の怨霊封じのための言霊による鎮魂の和歌集”の編纂が目的であったのではないかと、この見立てです。

それは当時の時代背景と定家を取り巻く政治的状況から、合理的な説明がつくように思われるためです。後鳥羽院が承久の乱に敗れて隠岐島へ配流され十年余が経過し、島での真面目な生活態度ぶりから、時の摂政関白・九条道家が建議した“後鳥羽院・順徳院の還京案”が最終的に鎌倉幕府から却下されたのと、百人一首が編纂された時期(西暦 1235 年 3 月)とが重なっている点がひとつ。更にその三年前に、後堀川天皇の勅命により定家が撰進した“新勅撰集”に採首されていた両院の歌が、建議書を受け取る幕府を刺戟したくない思惑の道家の判断でこの勅撰集から削除されて完成を見たことが、もう一点として挙げられます。

両院と歌壇でのつながりが深かった定家は、帰京の夢が潰えた両院が更に名誉ある勅撰集からも除外される口惜しさが痛いほど判り、自責の念を募らせるとともに、それが自分を含めた関係者への怨恨の念となって、当時広く信じられていた“怨霊の祟り”が下るのを心底から恐れたであろうことは、想像に難くありません。

それは定家が何を置いてでも避けなければならないものだったはずですが。

そこで定家は、両院と関係の深かった歌人らの“百人一首”に載せる配列や歌の内容も熟慮し、とりわけ承久の乱で院を裏切って幕府側に勝利をもたらした張本人で、定家の義理の弟でもある藤原公経(定家は公経の姉を妻に迎えていた)を第一に謹慎させる自省の歌を撰びます(第 96 番歌)。つぎにその公経を守るかのように前の第 95 番に大僧正慈円の慈愛に満ちた歌を言霊として置き、怨霊封じを講じます。これをはさむ形で 97 番に定家自身の(後鳥羽院・順徳院のご帰還を身も焦がれる想いでお待ち申し上げている趣旨の)歌を配列します。更に定家は両院の歌のすぐ前(98 番)に、遠島となったのちも後鳥羽院と変わることなく音信を絶やさずにいる、院の信頼のもっとも厚い藤原家隆の穏やかな歌を配置して怨恨の念を絶つ手立てとします。こうして見てくると定家があれこれと“百人一首”の編纂過程で腐心する様子が目の前に浮かぶかのようです。ちなみにこれらの歌を並べてみるとつぎのとおりです。

95 番： 大僧正慈円 おほけなく うき世の民(たみ)に おほふかな 我がたつ杣(そま)に
墨染の袖 → 怨霊封じ

96 番： 藤原 公経 花さそふ 嵐の庭の 雪ならで ふりゆくものは わが身なりけり →
反省・自省の表明

97 番： 藤原 定家 来ぬ人を まつほの浦の 夕なぎに 焼くや藻塩の 身もこがれつつ

➡ ご帰還を待つ

98 番： 藤原 家隆 風そよぐ ならの小川の夕暮れは みそぎぞ夏の しるしなりける

➡ 院の怨恨の念を絶つ

また定家はその際、先祖の藤原氏一族が、他の氏族や競争関係にある同族の人々をも諸々の手段を使って追いやり、“勝ち馬に乗って”今日の摂関政治の繁栄を築き上げた過程で多くの怨恨を買ったであろう点にも想いを馳せ、反省の念から“言霊による怨霊封じ”の手立てを“百人一首”のなかで併せて講じた、と考えることもできます。

それは例えば天智天皇が実際には(日本書紀にあるような)病死でなく、当時台頭目覚ましかった藤原氏の手にかかって暗殺されたとする鎌倉時代初期の”扶桑略記”の説に立って歌集の冒頭に配置した天智天皇の歌(露に濡れた衣手)のつぎにその無念を晴らし慰めるかのように、娘の持統天皇の歌(衣を干す)を配して(後鳥羽院と順徳院の関係と同様に)父の抱く怨念をその娘や息子が言霊によって鎮めて怨霊を封じ込めた、との見方です。

こうした推理の下に“小倉百人一首”を改めて読み返してみると、エリート歌人たちの一見穏やかそうに見える表の顔とは全く別の顔がそこに浮かび上がってくるかのようで、興味は尽きません。

「勅撰和歌集」と百人一首の歌人たち

ちよくせんわかしゅう

勅 撰 和 歌 集： 天皇または上皇の命令（勅命）を受けた撰者が撰進した「和歌集」を指す。「拾遺集」のみ、花山上皇自らの編纂。

平安 朝・初期(醍醐天皇)～鎌倉時代・前期(後鳥羽上皇/順徳院)の三百年間(西暦 905～1205)に完成をみた、以下の①～⑧の「勅撰和歌集」を「八代集」と呼ぶ。このうちでも、特に①～③を総称して「三代集」と呼ぶ。

こ きん しゅう

1 **古今集** 紀貫之が中心となって撰進され、万葉集から洩れた秀歌ならびに撰者たちの同時代の秀歌が収められている。

醍醐天皇 百人一首には 24 首が採られている。(全体の約 1/4 が、この古今集からの入集..) 西暦 905 年完成。

ご せん しゅう

2 **後撰集** 清原元輔(清少納言の父)ほか“梨壺の五人”により撰進される。古今集から洩れた秀歌と以降の秀歌が収めら

村上天皇 れている。百人一首には7首が採られている。西暦951年完成。

しゅうい しゅう

3 **拾遺集** 花山(かざん)上皇自らの編纂。藤原公任の私選集「拾遺抄」を増補したものと考えられ、①、②から洩れた秀歌

が収められている。百人一首には10首が採られている。西暦1005年完成。

ごしゅういしゅう

4 **後拾遺集** 撰進者は白河天皇側近の藤原(みちとし)。百年ほど昔の「拾遺集」編纂時代に活躍した、和泉式部・赤染衛門・

白河天皇 相模などの女流歌人の歌が多く収められている。百人一首には14首が採られている。西暦1086年完成。

きん よう しゅう

5 **金葉集** 撰進者は源俊頼(としより)。平安朝後期の革新的な秀歌が収められており客観的な描写に重きが置かれている。

白河上皇 百人一首には5首が採られている。西暦1127年完成。

しい か しゅう

6 **詞花集** 撰進者は藤原(あきすけ)。「金葉集」の歌風を継承。百人一首には5首が採られている。西暦1151年完成。

崇徳上皇

せんざい しゅう

7 **千載集** 撰進者は藤原俊成(しゅんぜい or としなり)。僧侶歌人の歌が多く採られており、余情ある静寂な表現が重んじられ、

後白河上皇 次に続く「新古今集」への途を拓いたとされる。百人一首には15首が採られている。西暦1181年完成。

しん こきん しゅう

8 **新古今集** 藤原隆家、藤原定家ら6名が撰者となって撰進。体言止めを駆使した、妖艶で象徴的な表現が重視されている。

後鳥羽上皇 百人一首には14首が採られている。西暦1205年完成。

しんちよくせんしゅう

9 **新勅撰集** 定家が撰進者となるが、時の鎌倉幕府への忖度から「承久の乱」主某者の後鳥羽院・順徳院父子の秀歌は定家の手を

後堀川天皇 離れてのち除外され定家にとって不本意な内容となる。百人一首には4首が採られている。西暦1235年完成。

しよくごせんしゅう

10 **続後撰集** 撰者は定家の長男の為家。定家・俊成・後鳥羽院などの歌が収められている。百人一首には後鳥羽院と順徳院の

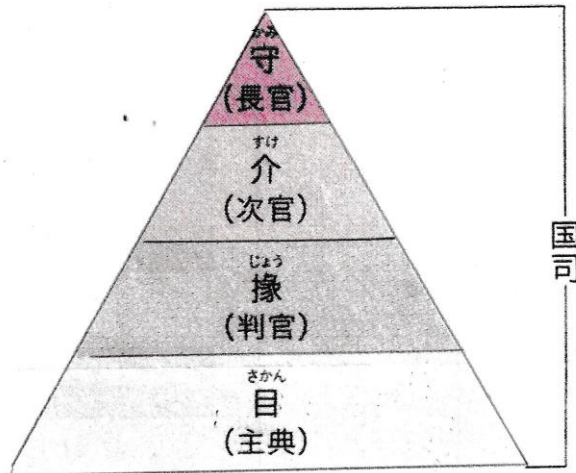
後嵯峨上皇 2首が採られている。西暦1251年完成

地方赴任の生活

源重之は国司として地方に赴任することが多かった。律令制のもと、8世紀頃から定められた国司制度。諸国は^{たいこく}大国・^{じょうこく}上国・^{ちゅうごく}中国・^{げこく}下国の四等に分けられ^(※2)、^{かみ}守(長官)・^{すけ}介(次官)・^{すけ}掾(判官)・^う目(主典)の四等官が配置された。

国司^{しとうかん}の四等官

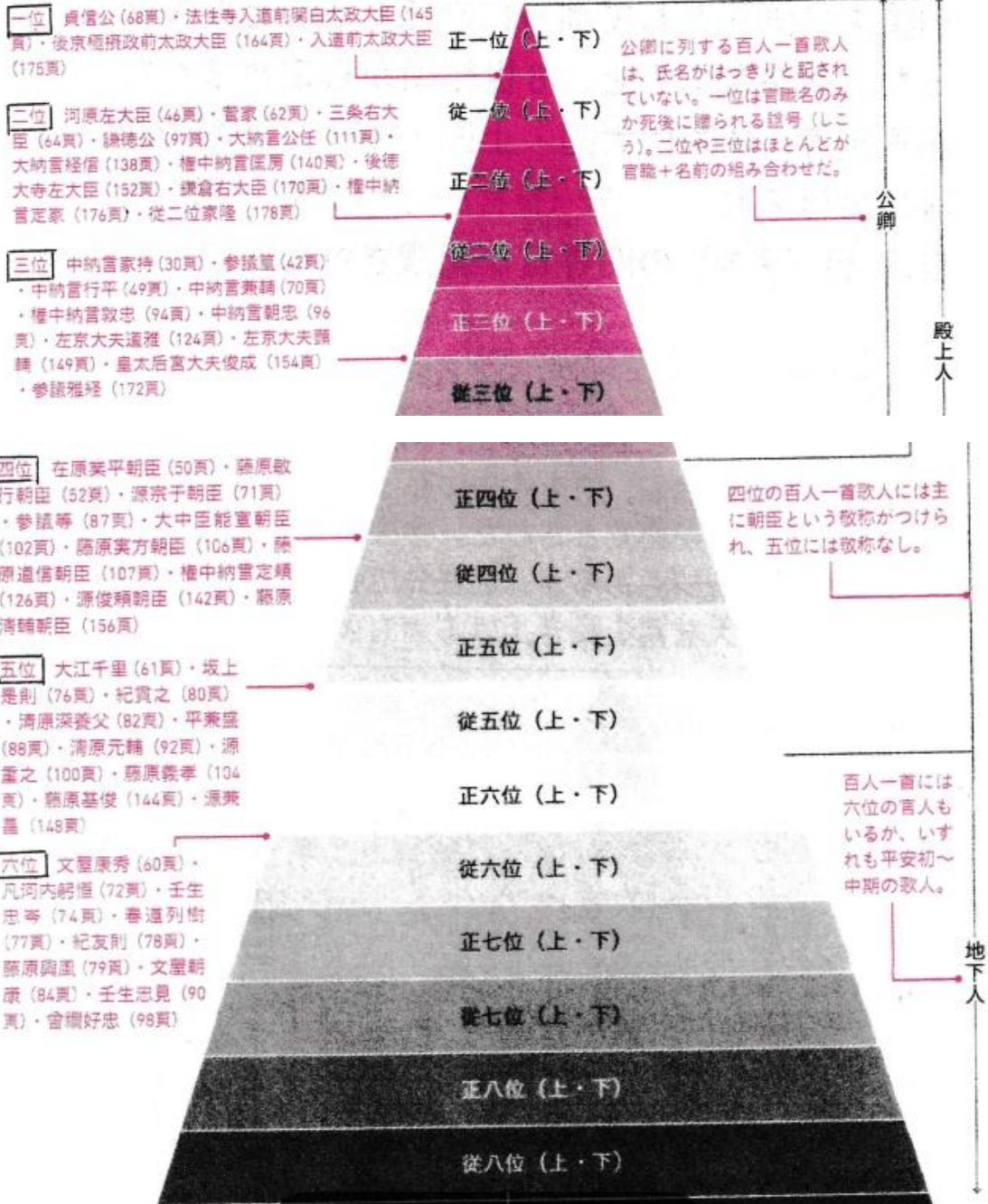
国司は人民を統治し、税を中央に献上し、自らも財を蓄える能力が必要とされた。中央官人と比べて下級なイメージもあるが、赴任先で強力な支配権を持ち、莫大な富を築き上げる者も多かった。



百人一首歌人にも重之をはじめ、曾禰好忠
や在原行平 など地方官だった歌人は多い。

百人一首歌人たちの位階

位階は一位から八位までとそれ以下があり、一位から八位までは正と従に分かれ、五位から八位まではさらに上・下に分かれる。昇進システムであり、功績が認められれば上の位階に進むことができ、その位に応じた官職に就く権利を得られた。



醍醐天皇の勅命を受け撰進された、わが国初の勅撰和歌集“古今集”の編纂に当たり中心的役割を担い、“仮名序”の執筆を担当した紀貫之は、序文のなかで和歌についてつぎのように称えています。

やまとうたは ひとのこころを種として 万の言の葉とぞなれりける
 世の中にあるひと ことわざ禁きものをなれば ところに悪ふことを見る
 もの聞くものにつけて言ひだせるなり 花に鳴く鶯 水に棲む蛙の
 こえをきけば 生きとし生けるもの いづれか うたをよまざりける
 力をもいれずして天地を動かし 目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ
 男女のなかをもやはらげ 猛き武士の心をもなぐさむるは歌なり...

この「和歌は天地をも動かす」との言葉尻をとらえ、江戸後期の“天明の狂歌師四天王”のひとりに数えられた宿屋飯盛(1753~1830)の詠んだ狂歌に、つぎの傑作があります。

歌よみは 下手こそよけれ あめつちの 動き出して たまるものかは

→「上手い和歌によって天地が動き出したらたのびたのでは、これはたまったものではない！世の中の安泰のためにも、和歌は下手こそその出来栄えのほうが余程安心でよろしい」と擲論したもの。

この狂歌を伝え聞いた当時の高名な国学者の平田篤胤は、神聖な和歌を冒瀆するものとして激怒したが、これに対し一般庶民は、飯盛の狂歌にやんやの喝采を送った、と伝えられています...

歴代天皇と道長の系図

